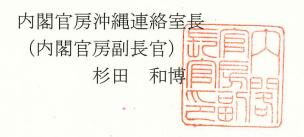
閣 副 第 4 0 号 平成29年1月31日

沖縄県軍用地転用促進·基地問題協議会 会長(沖縄県知事) 翁長 雄志 殿



「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」 について(回答)

貴協議会におかれましては、常日頃から、国の行政の円滑な実施 や防衛施設の安定的な運用の確保に関し、多大なる御尽力を賜り、 深甚より感謝申し上げます。

さて、先般、翁長会長(沖縄県知事)から安倍内閣総理大臣に、 標記の要請文書をいただきましたところ、今般、別添のとおり、関 係府省の取組等について取りまとめましたので回答いたします。

政府としては、沖縄の一層の負担軽減に、全力を挙げて取り組む 所存であります。今後とも引き続き、御理解と御協力を賜りますよ う、お願い申し上げます。

添付書類:別紙

## I 米軍基地負担の軽減について

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
  - ア 在沖海兵隊の国外移転を確実に実施すること。

平成24年4月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、約9000人の米海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されることを確認するとともに、平成25年10月の「2+2」において、移転が2020年代前半に開始されることや、この移転計画が平成25年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の実施の進展を促進するものであることを確認しています。

その後、平成27年4月の「2+2」において、沖縄から日本国外の場所への米海兵隊の要員の移 転を着実に実施していることを確認しています。

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
  - イ 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、移設する場所、施設内容等の 具体的な返還手順等十分な説明を行うこと。

移設される施設の詳細については、米側が作成するマスタープランにおいて、施設の配置場所、規模、機能等が特定されることとされており、これまでに作成された牧港補給地区からトリイ通信施設への陸軍倉庫の移設に係るマスタープランや牧港補給地区から嘉手納弾薬庫地区の知花地区への国防省支援機関の施設の移設に係るマスタープランについては、その概要が明らかになった段階で地元関係自治体等へ説明してきたところです。今後とも可能な限りの説明に努めてまいります。

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
  - ウ 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう配慮すること。
- 1 返還される施設・区域の使用履歴、当該区域に所在する建物等の状況及び返還後に実施する土壌汚 染調査等の内容については、情報提供に努めてまいります。
- 2 平成27年3月末に返還されたキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区においては、地元から強い要望があった返還前の掘削を伴う文化財調査について、日米間で共同使用の合意を行い、返還前の調査が可能となりました。さらに、国際医療拠点等が整備される西普天間住宅地区跡地と国道58号とのアクセス道路の建設を平成29年度に開始できるよう、平成27年12月、インダストリアル・コリドー南側部分の一部土地の共同使用について、日米間で合意いたしました。今後も地元自治体による跡地利用計画の策定が促進されるよう努めてまいります。
- 3 このほか、国有地の活用・返還時期などの地元の意向については、具体的な事情等を伺い、可能な 限り配慮してまいります。

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
  - エ 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決及び移設先の環境整備を行うこと。
- 1 施設の移設に伴い生じる諸課題については、関係機関と連携し対策を講じることができるよう努めてまいります。
- 2 今後施設を移転する嘉手納弾薬庫地区の知花地区には無許可の耕作地や物件があり、また、トリイ 通信施設には黙認耕作地があることから、移設に先立ち、「移設先の環境整備」の一環として、これ ら黙認耕作地等の廃止などが必要になります。統合計画では、このための期間を見込んでいるところ、 嘉手納弾薬庫地区においては、平成27年11月から、約1年間の退去期間を設けた上で、当該期間 が経過した平成28年12月1日に、耕作地等の出入口にロープを設置し、立入りを制限するなどの 措置を講じたところです。また、トリイ通信施設においても、地元と調整の上、同様の措置により適 切に対応してまいります。
- 3 いずれにせよ、御負担をおかけする移設先となる地元に対しては、皆様の声によく耳を傾けつつ、 統合計画の実施について丁寧に説明し、御理解を得るよう努めてまいります。

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
  - オ 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。

埋蔵文化財発掘調査専門職員の確保については、民間調査組織のより一層の積極的な活用を進めていただきつつ、今後の事業量の推移見込みを踏まえ、沖縄県からの要望があれば、文化庁から全国の地方公共団体に専門職員の派遣を依頼し、必要な調整を行います。

なお、「駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金」において、駐留軍用地等の埋蔵文化財の 調査に係る体制整備について補助対象としているところですので、活用いただきたいと考 えています。

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
  - カ 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- 1 返還対象区域に所在する施設の移設先となる地元の皆様に対しては、統合計画の実施について丁寧に説明し、御理解を得るよう努めてまいります。
- 2 移設される施設の詳細については、米側が作成するマスタープランにおいて、施設の配置場所、規模、機能等が特定されることとされており、これまでに作成された牧港補給地区の陸軍倉庫の移設先であるトリイ通信施設のマスタープランや国防省施設の移設先である嘉手納弾薬庫地区の知花地区のマスタープランについては、その概略が明らかになった段階で地元関係自治体等へ説明してきたところです。地元の皆様から示された御意見については、米側との協議などの場で伝えていきたいと考えています。

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
  - キ 駐留軍従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報 提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。
- 1 在日米軍の下で働く駐留軍等労働者については、適切な労働条件の下で就労できるよう日本政府と して関与していくことが重要であると考えており、また、雇用面において不安なく勤務できる状態を 維持することについても、雇用主である日本政府として重要な課題であるものと認識しています。
- 2 米軍再編に伴う駐留軍等労働者の雇用については、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」(平成19年法律第67号。以下「米軍再編特措法」という。)第25条において、雇用の継続に資するよう、技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものと規定されており、具体的には、米軍再編の実施に伴う施設・区域の返還が行われる場合等には、他の施設・区域への配置転換等により雇用の継続を図るとともに、従来の職種と異なる職種に配置される場合には、米軍再編特措法に基づき、技能教育訓練等を実施することとしています。さらに、やむを得ず離職を余儀なくされる場合には、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律第158号)に基づき、関係省と連携しながら、適切に対応してまいります。
- 3 政府としては、現時点において、米軍再編の実施に伴う駐留軍等労働者の雇用に与える影響について、予断をもって申し上げることは困難ですが、引き続き情報収集に努めるとともに駐留軍等労働者が雇用面において不安なくその職務に従事できるよう、万全を期してまいります。

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
  - ク SACO関連事業で協議が中断していた事例について、確実に施設・区域の一部返還等の手続きを進めること。
- 1 沖縄県における道路及び河川整備のための公共事業の重要性については十分理解しています。政府 としては、このような理解の下、これまで沖縄県などが公共事業を実施するに当たり米軍に提供して いる施設・区域の一部用地が必要となる場合、当該施設・区域の返還等について米側と調整するなど、 その実現に努力しており、今後とも引き続き、努力してまいりたいと考えています。
- 2 また、政府としては、周辺地域住民の生活等に生ずる障害の緩和に資するよう、補助事業を実施してきたところです。

キャンプ・ハンセン所在町村が計画している金武地区一般廃棄物最終処分場については、その用地の返還に向けて、現在、日米間で調整を進めているところです。なお、今後、当該処分場及び焼却施設の整備については、継続事業として取り扱われることから、事業途中においての補助率の変更は困難であることを御理解願います。

いずれにせよ、補助事業者から事業の具体的な内容を伺いつつ、環境整備法に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

- 2 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて
  - ア 普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外移設及び早期返還に取り組むこと。
  - イ 普天間飛行場問題の原点に立ち返り、5年以内運用停止をはじめ、一日も早い危険性除去及び 基地負担軽減に危機感をもって取り組むこと。
- 1 政府としては、沖縄県宜野湾市の中央部で住宅や学校等に密接して位置している普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えています。
- 2 同飛行場の移設については、平成27年4月の「2+2」においても再確認したとおり、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えており、当該移設が実現した場合、以下のような利点もあると考えています。
  - 普天間飛行場が有してきた「オスプレイなどの運用機能」、「空中給油機の運用機能」、「緊急時に 航空機を受け入れる基地機能」という3つの機能のうち、辺野古に移るのは「オスプレイなどの 運用機能」のみとなります。
  - O また、辺野古において埋め立てる面積は、全面返還される普天間飛行場の面積と比べ、3分の1 以下であり、大幅に縮小されます。
  - さらに、訓練等で日常的に使用する飛行経路については、現在は市街地の上空ですが、移設後は、 周辺の集落から数百メートル離れた海上へと変更されます。
  - このため、騒音も大幅に軽減され、現在は、住宅防音が必要となる地域に1万数千世帯以上の方々が居住しているのに対し、移設後は、このような世帯はゼロとなります。
  - これに加え、万が一、航空機に不測の事態が生じた場合は、海上へと回避することで、地上の安全性が確保されます。

- 3 政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう 努力していく考えですが、その上で、同飛行場の危険性の除去を少しでも早く実現する観点から、仲 井眞前知事からの強い要請の一つであった「5年以内の運用停止」についても、相手のあることでは ありますが、できることは全て行うという基本姿勢の下、政府として全力で取り組んできていますが、 その実現のためには、辺野古移設について地元の御協力が得られることが前提です。
  - 〇 平成26年8月には、同飛行場に所在する固定翼機の大部分を占めていた15機全機のKC-1 30空中給油機の岩国飛行場への移駐を完了させました。
  - 緊急時における航空機の受入機能も、福岡県の築城基地及び宮崎県の新田原基地に移すこととしております。
  - 〇 残りのオスプレイの運用機能について
    - オスプレイ等が参加する訓練を日本側の経費負担により沖縄県外に移転する枠組みを新たに 設け普天間飛行場のオスプレイ 1 6機が参加する訓練をグアムに移転するなど、沖縄県外での 訓練等を着実に進めているほか、
    - ・ 定期機体整備についても、千葉県の木更津駐屯地での実施が決定し、地元の理解もいただい ています。

政府としては、引き続き、危険性除去に取り組んでいく考えです。

4 なお、その他、これまでの普天間飛行場の危険性除去に係る主な取り組みとして、平成 1 9年8月、日米合同委員会で承認した「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更な る可能な安全対策についての検討に関する報告書」(以下「報告書」という。)に基づき、 危険性除去に向けた諸施策として、①飛行経路に係る安全の向上、②クリヤー・ゾーン の拡充、③航空保安施設の機能向上、④レーダーシステムの導入を実施しています。

- 3 オスプレイの配備について
  - ア オスプレイの配備計画を見直すこと。
  - イ オスプレイの訓練移転を着実に推進すること。
  - ウ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。
  - エ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止すること。
  - オオスプレイの低周波音による人体及び環境への影響を調査すること。
  - カ CV-22オスプレイの訓練等により、基地負担を増大させないこと。
- 1 オスプレイの配備は、我が国の安全保障にとって大変大きな意味がありますが、その運用に際しては、地元の皆様の生活への最大限の配慮が前提です。政府としては、米軍と密接に連携を図りながら、安全面に最大限の配慮を求め、地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう、米側に働きかけてまいります。
- 2 MV-22オスプレイの沖縄県外における訓練等については、平成25年10月の「2 +2」において、MV-22オスプレイの沖縄における駐留及び訓練の時間を削減する、 日本本土及び地域における様々な運用への参加に日米で取り組むこととしています。

平成28年9月1日、普天間飛行場のMV-22オスプレイ等が参加する訓練を日本側の経費負担により沖縄県外に移転する枠組みを設置しました。そして、本枠組みに基づき、同年9月から10月、普天間飛行場のMV-22オスプレイ16機が参加する初めての移転訓練をグアム等において実施したところです。政府としては、この枠組みで訓練移転が進むことにより、MV-22オスプレイ等の沖縄における駐留及び訓練の時間が削減され、沖縄の更なる負担軽減に寄与するものと考えています。

3 また、MV-22オスプレイに関する日米合同委員会合意(平成24年9月合意)について

- は、当該合意の適切な実施について、米側との間で必要な協議を行ってまいります。
- 4 MV-22オスプレイの飛行により発生する低周波音の影響については、現在、環境基準がないところ、必要に応じ、今後、実態を把握した上で、適切な対応を検討してまいります。
- 5 2017年(平成29年)後半に横田飛行場に配備予定のCV-22オスプレイについては、沖縄の訓練場における訓練の実施も想定している旨、米側から説明を受けていますが、現時点において沖縄における具体的な飛行運用について、米側から説明を受けているわけではありません。なお、米側は、CV-22オスプレイの飛行運用に際しては、地域住民に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV-22オスプレイに関する日米合同委員会合意の内容を含め、既存の全ての日米間における合意を遵守するとしています。政府としては、当該合意が適切に実施されるよう、地元の皆様からの情報を踏まえつつ、米側との間で必要な協議を行うとともに、地元に対して説明してまいります。

- 4 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について
  - ア 事件等の再発を防止するため、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すこと。
  - イ 米軍人・軍属等の研修・教育については、沖縄県と十分に調整の上、改定すること。
  - ウ事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- 1 平成28年3月に那覇市で発生した米軍人による準強姦事件、また、同年4月に発生 した米軍属による殺人事件については、極めて遺憾であり、政府として、直ちに米側に 対しあらゆるレベルで、綱紀粛正及び再発防止を強く申し入れました。

これらの事件を受け、日本政府においては、「沖縄県における犯罪抑止対策推進チーム」を設置し、内閣府沖縄総合事務局において100台規模の青色パトカーによる「沖縄・地域安全パトロール隊」を創設するほか、警察官100名の増員とパトカー20台の増強等により、事件事故への初動対応やパトロールのための警察力を充実・強化するなど防犯パトロール体制の強化や、夜道の明るさを確保するための防犯灯や防犯カメラの整備等による安全・安心な環境の整備を内容とする対策を取りまとめた上で、取り組んでいます。

さらに、日米両政府の間においても、実効的な再発防止策を速やかに策定すべく、様々なレベルで精力的に協議を実施してまいりました。その結果として、日米両政府は、日米地位協定上の地位を有する軍属の範囲を明確化する等の軍属に係る日米地位協定上の新たな扱いを導入するとともに、日米地位協定上の地位を有する全ての米国の人員に対する教育・研修プロセスを強化することを決定し、平成28年7月、日米共同で発表を行いました。この共同発表を受け、更に同発表の内容を具体化する文書を作成すべく日米両政府間で集中的に協議を行った結果、本年1月16日、在日米軍の軍属の扱いについての日米地位協定の補足協定の署名・発効に至りました。この補足協定は、政府間の

法的拘束力を有する協定という形式で、軍属の範囲を明確にするため、軍属の種別を特定し、コントラクターの被用者が軍属として認定されるための手続や、その適格性の評価基準を作成すること等を定めています。この補足協定の着実な実施を通じて、軍属に対する管理や規律が一層強化され、ひいては、軍属による犯罪の効果的な再発防止につながることを期待しています。

- 2 こうした対応に加え、平成28年7月、在日米軍司令官より、在日米軍における飲酒 運転対策として、飲酒運転に対する規制や処分、訓練の強化等についての取組が発表さ れました。政府としては、在日米軍がそれらの取組をしっかりと実施するとともに、米 軍人等による飲酒運転を根絶するために一層努力していくことを求めてまいります。
- 3 平成28年7月の共同発表における教育・研修プロセスの強化に係る決定を受け、在 日米軍においては、同年9月に教育研修に関する指令を更新し、その対象者を、国防省 の被用者や米軍に福利厚生サービスを提供する機関の被用者等と具体的に明記するとと もに、研修プログラムへの家族の参加を強く求めるなど、教育・研修の強化を行ってい るものと承知しています。

また、在沖米軍において、沖縄に新たに着任した全ての軍人、軍属、家族及びコントラクターの被用者を対象に、沖縄固有の歴史や文化への理解を深めるための研修資料が地元沖縄県等の意見を踏まえた形で改訂され、同年11月16日、貴協議会の皆様\*1による研修現場の視察が行われたものと承知しています。

政府としては、在沖米軍が、このような研修資料を通じ、事件・事故の再発防止にしっかり取り組むよう求めるとともに、教育・研修の強化の方策について、引き続き日米間で協議してまいります。

※1 沖縄県、那覇市、宜野湾市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、本部町、金武

## 町、嘉手納町、北谷町及び北中城村

- 4 米軍人・軍属等による事件・事故の防止のためには、これまで実施されてきている措置\*\*2や、今般新たに実施することとされた対策等による不断の取組が重要であると認識しています。今後とも、「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム」\*\*3等様々な機会を通じ、関係機関としっかり連携しながら事件・事故の防止に取り組んでまいります。
  - ※2 米側による取組の例:
    - 〇 勤務時間外行動の指針(リバティポリシー): 夜間飲酒規制措置、一定階級以下の 在日米軍人を対象とする夜間外出規制措置等を含む、米側における日本全国共通の 措置
    - O 在沖米軍における追加措置:夜間生活指導巡回の対象地域の拡大、ゲートにおける抜き打ち飲酒検査、飲食店従業員等が米側に通報できるホットラインの設置など
  - ※3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム:在沖縄米軍の施設・区域の外における米軍人等による公務外の事件・事故の未然防止を目的として平成12年10月に設置。構成員は日本政府、米軍、沖縄県、関係市町村
- 5 なお、米側における在日米軍人等による刑事事件の処理結果について、以前は裁判の最終結果の みが日本側に通報される仕組みでしたが、裁判によらない場合についても通報を受け、被害者側にお 知らせすることが可能となる新たな枠組みについて平成25年10月に合意しています。日米地 位協定については、政府として、これまで、手当すべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応 できる最も適切な取組を通じ、一つひとつの具体的な問題に対応してきました。引き続き、そのよう な取組を積み上げることにより、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していく考えです。

- 5 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について
  - ア 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表すること。
  - イ 演習等による事故が発生した場合は事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行う とともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講じること。
- 1 米軍の演習等に伴う事故等は、沖縄県民の安全に関わる深刻な問題であると受け止めており、事故等はあってはならないものですが、万が一事故等が発生した場合には、米軍に対し捜査への全面協力や再発防止に係る申入れを行うなどの対応をとっています。
- 2 例えば、昨年12月、名護市東海岸沖合に不時着水した米海兵隊普天間飛行場所属の MV-22オスプレイ(以下「オスプレイ」という。)については、米側に対し、事案発生直後から様々なレベルで、①事故原因の究明、②日本側への十分な情報共有及び③事故原因が究明されるまでの飛行停止を強く申し入れ、米側も、日本国内におけるオスプレイの飛行及びオスプレイへの空中給油を停止しました。今般の事故は、空中給油の際に給油ホースがオスプレイのプロペラの羽根に接触したことにより生じたものであり、オスプレイの飛行及び空中給油再開に当たっては、防衛省において、事故を引き起こした要因についてあらゆる可能性を分析し、防衛省・自衛隊の専門的知見に照らしてそれらの要因を幅広く網羅する再発防止策を米側が全て実施したことを確認しました。さらに、米側においては、今後とも、空中給油訓練は陸地から離れた海域の上空でしか実施せず、陸地の上空では実施しないことも確認しました。

政府としては、米軍機の飛行に際しては、安全面の確保が大前提と認識しており、米 側に対し、引き続き、安全面に最大限配慮し、事故の再発防止を徹底するよう求めると ともに、関係自治体等に対して適切に情報提供を行ってまいります。

- 3 演習等の詳細については、米側として運用上の理由から公にできないとの立場であるものと承知していますが、例えば廃弾処理・爆破訓練等については、通報を受けて関係自治体に情報提供を行うことにより住民の不安軽減に努めています。また、米側は、ニュース・リリース等により、演習等の概要を公表しているところ、地元の要望を踏まえ、更なる情報の提供及び開示について米側に働きかけてまいりたいと考えています。
- 4 政府としては、米軍が演習等を通じ、部隊の即応態勢を維持することは、日米安全保障条約の目的達成のために必要不可欠なものと認識していますが、米軍が演習等を行うに当たって、公共の安全に妥当な考慮を払うことは当然であると認識しており、今後とも引き続き、周辺住民の生活環境に与える影響が最小限のものとなるよう、米側に対し求めていくとともに、周辺住民から苦情等があった場合には、米軍に対し、事実関係の照会や改善の申入れを行ってまいります。
- 5 さらに、平成22年5月の「2+2」共同発表にあるとおり、両国政府は、米軍のプレゼンスに関連する諸問題について、沖縄の自治体との意思疎通を強化する意図を確認したところであり、米軍の演習等に伴う事故等の防止や安全管理の徹底についても、適切に説明を行ってまいりたいと考えています。

- 5 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について
  - ウ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府 の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。
- 1 米国は、昭和39年の「エード・メモワール」、平成18年の「ファクト・シート」等で示したコミットメントに従って、我が国において原子力推進艦船を運用しており、その安全性には万全を期していることを我が国政府として累次にわたり確認しています。
- 2 また、平成23年の東日本大震災を受け、同年4月に、在京米国大使館から外務省に対し「空母『ジョージ・ワシントン』等の安全性に関する合衆国政府からの説明」が行われています。この説明については、外務省のホームページにおいて公開しています。
- 3 原子力推進艦船が我が国の港に入港するに当たっては、原子力規制委員会があらかじめ設置してあるモニタリング・ポスト等にて放射線量を計測しておりますが、これまでに人の健康に影響があるような放射性物質の漏えいが検知されたことは一度もないものと承知しています。
- 4 また、我が国政府としては、原子力推進艦船に対しては、極めて保守的な見積もりに 基づき、現実的にはあり得ないような状況までを仮定して、防災対応等を策定しています。
- 5 いずれにしても、我が国政府としては、米軍原子力推進艦船の運用に当たってはその 安全性について万全を期するよう、米側に引き続き求めていく考えです。

- 5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
  - ア 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を 踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。
- 1 政府としては、平成22年5月の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて米側と協議を行った結果、平成23年1月、日 米合同委員会において、航空機訓練の移転先として新たに米国の施政下にある領域を追加することに 合意しました。

本合意を踏まえ、日米間で協議した結果、平成23年10月、日米合同委員会において、訓練の新たな移転先としてグアム等を追加することについて合意し、これまで(平成28年12月末まで。以下同じ。)にグアム等へ計31回の訓練移転を実施してきました。なお、これまでのグアム等への訓練移転の実績は、嘉手納飛行場から12回、岩国飛行場から13回、三沢飛行場から8回となっております(各飛行場から同時に参加している訓練があるため、合計と符合しない。)。

- 2 グアム等への訓練移転の内容については、
  - ① 訓練の対象として、共同訓練に加え米側による単独訓練を含めていること
  - ② 新たに空対地訓練を含めていること
  - ③ 米国戦闘機数は、従前は最大12機であったところ最大20機程度に拡大したこと
  - ④ 支援する航空機の機種に、空中給油機、輸送機、AWACS等を加えたこと
  - ⑤ 飛行訓練日数は、1週間程度増え、最長20日間程度として、展開・撤収を含めれば、相当の期間、米軍機がグアムに滞在することを可能としたこと

など、従前の日本国内の6自衛隊基地(千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原)への航空機の 訓練移転と比べ、拡充した内容となっていることから一層の騒音軽減効果が見込まれるものと考え ています。

- 3 また、グアム等への訓練移転は、嘉手納飛行場の航空機による訓練だけでなく、三沢及び岩国飛行場の航空機が、嘉手納飛行場に飛来して実施している空対地訓練も対象となっており、嘉手納飛行場へのいわゆる外来機の飛来減少につながるものと考えています。
- 4 さらに、これまでのグアム等への訓練移転に伴う騒音軽減効果について申し上げれば、外来機及び 常駐機と考えられる航空機の離着陸等回数に関しては、訓練移転開始前の平成22年度平均と訓練移 転期間中の平均とを比べた場合、当該回数は概ね減少しています。また、航空機騒音の「うるささ」 を表すWECPNL\*についても、平成22年度平均と訓練移転期間中の平均とを比べた場合、騒音 は一定程度軽減されています。
  - ※ 嘉手納飛行場の滑走路両端に設置している航空機騒音自動測定装置により測定。
  - (1) グアム等への訓練移転の実施期間中、嘉手納飛行場における外来機と考えられる航空機の離着陸 等回数 (06:00~18:00) (回:平均/日)

|                  | 外来機と考えられる離着陸等回数 |       |     |
|------------------|-----------------|-------|-----|
|                  | 戦闘機             | 戦闘機以外 | 合 計 |
| (参考)平成22年度平均     | 21回             | 17回   | 38回 |
| グアム等への訓練移転期間中の平均 | 9回              | 18回   | 27回 |

(2) 嘉手納飛行場からグアム等への訓練移転の実施期間中、嘉手納飛行場における常駐機と考えられる航空機の離着陸等回数(06:00~18:00)(回:平均/日)

|              | 常駐機と考えられる離着陸等回数 |       |     |
|--------------|-----------------|-------|-----|
|              | 戦闘機             | 戦闘機以外 | 合 計 |
| (参考)平成22年度平均 | 36回             | 49回   | 84回 |

| 嘉手納からグアム等への訓練移転期間中の平均 | 22回 | 48回 | 7 0回 |
|-----------------------|-----|-----|------|
|-----------------------|-----|-----|------|

<sup>※</sup> 計数は四捨五入しているため、符合しないことがある。

## (3) 嘉手納飛行場滑走路両端のWECPNL (W)

|                  | WECPNL値    |            |  |
|------------------|------------|------------|--|
|                  | 滑走路西側(国道側) | 滑走路東側(県道側) |  |
| (参考)平成22年度平均     | 93. OW     | 96. 6W     |  |
| グアム等への訓練移転期間中の平均 | 89. 7W     | 92. 5W     |  |

- 5 政府としては、これまでの国内の訓練移転に加え、新たに追加したグアム等への訓練移転を重ねることにより、嘉手納飛行場周辺の住民に対する騒音の影響が一定程度ではありますが、軽減されたものと考えています。
- 6 いずれにしても、日米両国は、嘉手納飛行場における更なる騒音軽減を図るため、航空機の訓練移転を行う期間中、嘉手納飛行場における米軍の訓練活動の影響について配慮することとしており、政府としても、地元の皆様が騒音軽減を実感していただけるよう、一層努めてまいります。

- 6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
  - イ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を 厳格に運用すること。
- 1 嘉手納飛行場と普天間飛行場周辺の騒音軽減は、沖縄の米軍施設・区域の負担軽減の観点から大変 重要な課題であると認識しており、様々な機会に米側に対し申入れを行ってきています。
- 2 政府としては、今後も引き続き、平成8年の騒音規制措置を厳格に遵守し、可能な限り周辺住民の 方々への騒音の影響が最小限となるよう、米側に対して働きかけていくとともに、MV-22オスプレイに関する平成24年の日米合同委員会合意の適切な実施について、米側との間で必要な協議を行い、地元の皆様の御理解を得ていきたいと考えています。

- 6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
  - ウ 住宅地等上空の飛行を回避すること。
  - エ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。
- 1 普天間飛行場においては、同飛行場周辺住民等から、平成19年8月の報告書に記載されている場 周経路等が守られていないとの御指摘を踏まえ、航空機航跡観測装置等を購入・設置し、平成22年 1月から回転翼機(ヘリコプター)の飛行状況調査を実施しています。この飛行状況調査の結果につ いては、これまで、6箇年分を公表してきたところですが、引き続き、同調査を継続し、調査結果に ついては、データの解析・整理等を行った上で公表したいと考えています。政府としては、日米両国 間で合意した同飛行場における安全対策が今後とも確実にとられるよう、米軍とも連携を図りながら 取り組んでまいります。
- 2 嘉手納飛行場においては、同飛行場周辺住民等から、日頃から外来機が飛来し訓練を実施するため 騒音が増加している、あるいは平成18年5月のロードマップに基づく同飛行場所属の航空機の訓練 移転期間中に外来機が飛来し訓練を行っているため、騒音が増加し、負担軽減が実現されていないと の御指摘を受けたことを踏まえ、外来機を含む航空機の飛来状況(離着陸回数等)について、平成2 2年4月から外部委託により目視調査を実施しています。この目視調査の結果については、これまで、 6箇年分を公表してきたところですが、引き続き、同調査を継続することによってデータの蓄積を行 い、同飛行場における航空機の運用実態の更なる把握に努め、同飛行場から派生する騒音の問題等に 関し、周辺住民の方々の負担軽減に資することができるよう活用してまいりたいと考えています。
- 3 また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する米軍機が、両飛行場周辺のみならず沖縄本島の 広い範囲において住宅地上空を飛行しており、近年、県内各地から苦情が増加しているとの御指摘に

ついては、米側に対し、周辺住民の方々への騒音が可能な限り最小限となるよう働きかけてまいります。

- 6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
  - オ 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化等、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- 1 住宅防音工事の対象区域については、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響をその強度、発生回数、時刻等を考慮して算定した値(WECPNL値)が75以上の区域である第 一種区域を対象としています。

現在、嘉手納及び普天間飛行場周辺に設置している航空機騒音自動測定装置の測定結果を踏まえれば、この第一種区域を拡大するような状況にないと考えていますが、嘉手納飛行場については、平成25年度に区域見直しのための調査手法等について検討する調査業務を実施し、当該調査業務の結果を踏まえ、平成26年12月から、同飛行場の航空機騒音の現状を把握するための騒音度調査を実施しているところであり、当該調査の結果を踏まえ、運用の特性を十分検討した上で、区域見直しについて適切に対応してまいりたいと考えています。

2 住宅防音工事については、防衛施設周辺環境整備法第4条の規定に基づき、この第一種区域の指定 の際現に所在する住宅を対象に実施しています。

第一種区域の指定は、同工事の進捗状況を踏まえ、指定基準を段階的に改正(当初WECPNL 値85を80、75に改正)しながら区域を拡大してきたこと等から、住宅の建設時期が同一又はそれ以前のものであっても区域によっては同工事の対象とならないという現象(いわゆるドーナツ現象)が生起したため、これを解消するための同工事の助成を予算措置により実施しているところです。

3 さらに、嘉手納飛行場については、①関係自治体の行政面積に占める米軍基地面積の割合が高く、 騒音の影響を受けずに住居できる地域が限定されており、②第一種区域内に多数の米軍基地の返還地 が所在し、当該返還地の区画整理事業等に多数年を要しているという地域特性等を踏まえ、特に騒音 の著しいWECPNL値85以上の区域において、平成14年1月17日までに建設された住宅を対象として、予算措置により助成の措置を採ったところであり、平成24年度からは、対象年次を約6年間緩和し、平成20年3月10日までに建設された住宅まで対象を拡大したところです。なお、普天間飛行場については、WECPNL値85以上の区域が所在しないことから、当該助成の措置を採っていません。

4 告示後住宅の防音工事については、特に御要望が強いものと承知しています。今後は、第一種区域の見直しにあわせた施策として、新たに第一種区域指定時に同区域内に所在している全ての住宅に対し、防音工事の助成を実施していきたいと考えています。

また、今まで特に騒音の著しいWECPNL値85以上の区域に限定していた外郭防音工事については、見直し後の第一種区域全域に対象範囲を拡大したいと考えています。

5 事務所、店舗などにおける対策については、特に静穏を要する学校などの教育施設、病院などの医療福祉施設及び日常生活の中心拠点である居住の用に供する住宅における対策を優先する必要から、 将来の検討課題と考えています。

- 6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
  - カ すべての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。

防衛省においては、厚生労働省が、認可外保育施設における児童の安全確保等の観点から、一定水準の保育の質を確保するため策定した「認可外保育施設指導監督基準」に適合する施設に対し、防音工事を実施していくこととしております。

- 6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
  - キ 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費について、引き続き補助対象とすること。
- 1 学校等の空調設備に係る助成制度は、騒音防止を目的としていますが、近年、公立学校施設における空調設備の設置率が、騒音の発生如何に関わらず全国的に向上していることを踏まえ、平成2 8年3月に本助成制度の見直しを行いました。
- 2 空調設備の維持費については、これまで助成の対象としてきた施設への影響を考慮し、見直しの対象については、騒音の区分のうち、比較的騒音の影響が小さい3級及び4級の学校等に限定し、平成28年度以降に設計し、新規の設置及び交換工事を実施する空調設備の維持費から順次、補助の対象外とすることとしています。なお、それ以前に設計し設置された空調設備については、交換がなされるまで引き続き維持費を助成いたします。
- 3 一方、空調設備の設置に係る経費については、当該学校等が、平成28年度以降に空調設備を交換する場合には、その設置工事の補助率を最大1割引き上げることとし、空調設備の設置に係る初期費用の軽減を図っています。
- 4 また、今後設置する空調設備については、従前に設置した空調設備と比較し省エネタイプとなり、 空調設備の設置後にかかる維持費についても一定程度軽減されるものと考えています。あわせて、 学校等における空調設備の個々の状況にもよりますが、空調設備を交換する際、太陽光エネルギー により電力を供給するために、太陽光発電システムの設置に対し助成を行うことになれば、電気代 の負担を一層軽減することも可能であると考えており、見直しによる影響は更に縮小いたします。

5 防衛省としては、今般の助成制度の見直しに当たっては、補助事業者への影響を最大限に配慮し、できる限り財政負担が最小限となるよう措置したものであり、3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすることは困難ですが、引き続き、今般の見直しの内容について、丁寧に説明し、御理解が得られるよう努めてまいりたいと考えています。

- 6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
  - ク 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。
- 1 平成14年の「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」において、住宅防音工事で 設置した空調機器の電気代の負担を軽減するため、太陽光発電システムの設置に対する助成が提言されました。これを受け、防衛省においては、同システムの適正な設置規模等を検討するため、住宅防音工事の一環として、平成15年度から平成18年度までに全国で約2,800世帯に同システムを設置し、設置後2年間、モニタリングを実施しました。
- 2 モニタリングの終了後に防衛省が行った調査において、同システムの適正な設置規模について一定 の成果を得たものの、同システムを一定の地域に集中して設置した場合の配電系統への悪影響や、新 規接続の制限等の問題が確認されたことから、住宅防音事業への速やかな同システム設置の制度化は 困難な状況にありますが、今後も引き続き技術開発の動向等について注視してまいりたいと考えてい ます。

- 7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
  - ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、 事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めること。
  - イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。
  - ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、その結果について、迅速に地方自治体等に説明すること。
- 1 米軍施設・区域に起因する環境問題は、その周辺住民の健康等に関わる重要な問題であり、また、 日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わ なければならないものと認識しています。
- 2 平成27年9月、(1)米軍による、日米両国の又は国際的な環境基準のうちより厳しいものを採用する基準(日本環境管理基準(JEGS))の発出・維持、(2)文化財調査を含む返還予定地の現地調査や、環境事故の際の調査のための立入手続の作成・維持といった規定を含む、日米地位協定の環境補足協定の署名・発効に至りました。日米地位協定締結から約55年を経ていますが、補足協定としては、この環境補足協定が初めての取組であり、従来の運用改善とは異なる歴史的な意義を有するものです。今後、環境補足協定の運用過程においては、日米間の意思疎通を緊密にして、同協定に基づく米軍施設・区域内外での環境対策の実を上げるべく、努めてまいります。
- 3 また、環境関連の事故が発生した際には、今後とも政府より、米軍が採った措置の内容について関係地方公共団体に対し直接説明を行うとともに、米軍に対し、原因の究明及び再発防止の徹底等について申入れを行う等適切に対応してまいります。

- 7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
  - エ 水道水源の水質改善を図るため、嘉手納基地内が汚染源と推定される高濃度の有機フッ素化 合物(PFOS)に関する調査に協力するとともに、適切な対応策を講じること。
- 1 政府としては、これまで米側に対し、PFOS含有の可能性のある物質が漏出した場合の封じ込めの措置等の対策に一層万全を期すとともに、PFOSを含まない製品への早期の交換等を求めたところです。
- 2 米側においても、処理前の飲料水に高濃度のPFOSが含まれていることを深刻に受け止め、入 念かつ徹底した方法で本件に取り組むため、現在、嘉手納飛行場においてPFOS残留物が存在す る可能性のある場所及び水溶媒に入り込む経路について文献調査を実施していると承知しており、 同調査が完了次第速やかに情報を沖縄県側へ提供してまいります。
- 3 防衛省としては、沖縄県民の皆様がPFOSの検出に対し不安と懸念を抱いておられることを重く受け止めており、これを一日も早く払拭できるよう、現在、沖縄県及び米側と協議しながら本件の解決に向けて検討を進めており、具体的には、当省による嘉手納飛行場内での調査の実施等について米側と調整しているところです。引き続き、関係機関とも密接に連携しながら、当省としてできることに最大限取り組んでまいります。

- 7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
  - オ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について必要な調査を実施し、適切な措置を講じること。
- 1 防衛省においては、防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定に基づき、自衛隊等の航空機の離 着陸等の頻繁な実施等により生ずるテレビ放送の受信障害を防止するため、地方公共団体等がテレビ 放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用施設について必要な工事を行うときは、その費用に ついて補助する制度があります。
- 2 嘉手納及び普天間飛行場周辺の沖縄市、嘉手納町、北谷町、うるま市及び宜野湾市においては、平成22年の9月から12月までの間、防衛省が地上デジタル放送の受信障害調査(契約額約3千2百万円)を実施したところ、宜野湾市の一部区域において、地上デジタル放送の受信障害対策が必要であると判定されたため、宜野湾市を補助事業者とした対策事業(実績額約6千6百万円)が実施されました。
- 3 また、普天間飛行場周辺の浦添市、西原町、中城村及び北中城村からの要請を受け、平成23年8 月から平成24年1月までの間、防衛省が地上デジタル放送の受信障害調査(契約額約2千6百万円) を実施したところ、北中城村の一部区域において、地上デジタル放送の受信障害対策が必要であると 判定されたため、北中城村を補助事業者とした対策事業(実績額約4千6百万円)が実施されました。
- 4 なお、航空機の飛行による受信障害がある旨、宜野湾市に相談があった住宅を対象に、平成25年 9月から12月までの間、防衛省が地上デジタル放送の受信障害戸別調査(契約額約3百万円)を実施したところ、受信設備の劣化やアンテナの方向が不適切といったことが受信不良の原因であるとの結果が得られたことから、これらを改善すれば安定したテレビ視聴が可能となる旨、対象者に案内し

ています。

5 政府としては、米軍機等の飛行により、テレビの受信障害が確認された場合には、引き続き、同法 第3条第1項の規定に基づき適切に対応してまいります。

- 7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
  - カ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。
- 1 防衛省においては、自衛隊等の飛行場等の周辺地域におけるジェット航空機による騒音対策の一環 として、テレビ放送の「聞き取りにくさ」の緩和に資することを目的に、放送受信料の半額相当の補 助金を交付してきているところです。
- 2 本助成制度は、その開始から30年以上が経過し、社会状況及び騒音状況が変化していることから、 防衛省においては、平成25年度から平成27年度にかけ、音響が専門である学識経験者による検討 委員会を設置し、意見聴取を行うなど検討を行いました。現在、当該検討結果等を踏まえ、防衛省に おいて、テレビ放送の「聞き取りにくさ」に対し、真に効果的な施策は何かという観点で、本制度の 在り方について見直し作業を行っているため、その途中の段階で普天間飛行場を助成の対象とする決 定を行うことは困難であることを御理解ください。
- 3 他方、政府としては、普天間飛行場を含め飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題であると認識しており、今後とも、住宅防音工事等を適切に実施するとともに、米軍が航空機騒音規制措置を遵守し、航空機の運用による影響を最小限にとどめるよう米側と協議してまいります。

- 7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
  - キ 過去に本県の米軍施設内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、政府において調査を行い、地元自治体等へ説明を行うこと。
- 1 在沖縄米軍施設・区域内における枯葉剤の使用等に係る報道を受け、外務省はこれまで累次にわたり米側との間で事実関係の確認を含む種々のやりとりを行ってきているところです。米側としても、本件を極めて真剣にとらえ、平成25年3月には、政府外の有識者による広範な文献調査及び関係者へのインタビュー調査等を9ヵ月間かけて実施した結果を「沖縄における枯葉剤(オレンジ剤)に関する申立てに係る調査報告書」として公表しました。同調査報告書には、調査の結果、沖縄において、枯葉剤が荷揚げ、保管、使用若しくは埋設された、又は沖縄向け若しくは沖縄経由で運搬されたことを裏付ける記録は確認できなかった旨記載されています。
- 2 また、米側からは、報道されている退役米軍人の証言にはいくつかの疑問点があり信憑性があるとは考えていないとの説明を受けています。さらに、米側からは、2003年の「ジョンストン島における生態評価書」についても、これは、米陸軍より委託された第三者がジョンストン島の生態及び軍事活動が島の生態に及ぼす影響を評価したものであり、枯葉剤に関する経緯を記録することを目的としたものではないこと、沖縄に枯葉剤が保管されていたという記述は不正確であり、米陸軍及び米国政府が承知している事実と異なっている旨の説明がありました。
- 3 政府としては、沖縄県が平成15年度以降毎年、県内の米軍施設・区域周辺の河川等においてダイ オキシン類の調査を行っていると承知しており、これに加えて更に調査を行うかどうかについて、今 後新たな事実関係が判明するか等の状況を見て判断していきたいと考えています。

- 7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
  - ク 米軍施設で発生する廃棄物について、分別の徹底により3R(リユース、リデュース、リサイクル)を推進し、排出抑制を図るとともに、米国政府の責任で適正に処理すること。
- 1 米軍施設・区域における環境保護及び安全のため、米軍は、日米両国の又は国際的な環境基準のうちより厳しいものを採用する日本環境管理基準(JEGS)を発出・維持することとされており、米軍は、同基準に基づき、米軍施設・区域から発生する廃棄物を適正に処理しているものと承知しています。
- 2 政府としては、廃棄物の処理を含め、米軍施設・区域に係る環境問題については、関係省庁が連携し、情報収集に努めるとともに、必要に応じて米軍との間で協議を行うな ど適切に対応していきたいと考えています。

7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について ケ 国内における処理期限を周知した上で、米軍基地内のPCB廃棄物(現在使用中の ものを含む)が適切かつ計画的に処理されるよう、在日米軍に求めること。

政府としては、PCB特別措置法に基づく日本国内におけるPCB廃棄物の処理期限について在日 米軍に情報提供を行うとともに、適切かつ計画的な処理を米側に求めてまいりたいと考えています。 8 ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大等、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大等、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

- 1 鳥島及び久米島射爆撃場並びにホテル・ホテル訓練区域の返還等については、平成20 年11月以降、これまで累次にわたり、沖縄県知事等から要請がありました。
- 2 ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除については、平成26年3月の日米合同委員会合意を経て、同年7月の現地実施協定締結により一部解除が開始されたところです。具体的には、米軍から訓練に使用しない日時の通告がある場合、一定の条件の下で、同訓練区域の一部の水面域における船舶の通過及び一定の漁法(漁具を船舶外に残すことを必要としない漁法又は延縄漁法)を用いた漁獲を行うことが可能となっています。
- 3 現在、水面域の使用制限の一部解除の拡大及び漁法制限の緩和に向けて、日米間でその可能性を検討しているところです。
- 4 また、鳥島及び久米島射爆撃場の返還については、沖縄県知事等からの要請を重く受け止めており、地元負担軽減の観点から何が可能か、引き続き米側と調整してまいります。

## Ⅱ 日米地位協定の抜本的な見直しについて

- 1 日米地位協定は、協定そのものに加え、数多くの日米合意を含んだ大きな法体系です。 政府としては、手当すべき事項の性格に応じ、効率的かつ機敏に対応できる最も適切な 取組により、不断の改善を図ってきています。例えば、日米地位協定の根幹の一つをな す刑事の分野において、平成23年末、米軍属による公務中の犯罪に対する裁判権及び 「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正という二つの改善措置に合意し、平 成25年10月には、米側における在日米軍人などによる刑事事件の結果について、通 報を受け、被害者側にお知らせする新たな枠組みについて合意しています。
- 2 また、環境については、平成27年9月、(1)米軍による、日米両国の又は国際的な環境基準のうちより厳しいものを採用する基準(JEGS)の発出・維持、(2)文化財調査を含む返還予定地の現地調査や、環境事故の際の調査のための立入手続の作成・維持といった規定を含む、日米地位協定の環境補足協定の署名・発効に至りました。日米地位協定締結から約55年を経ていますが、補足協定としては、この環境補足協定が初めての取組であり、従来の運用改善とは異なる歴史的な意義を有するものです。
- 3 返還予定地の跡地利用のための米軍施設・区域への立入りについて、平成28年12 月には北部訓練場の返還前の立入りが認められたところですが、その他の施設について も、現在、米側との間で鋭意調整しているところであり、地元の要望に即した文化財調 査等が、できる限り速やかに実施できるよう、取り組んでまいります。
- 4 さらに本年1月16日には、環境補足協定に続く2例目の補足協定として、在日米軍 の軍属の扱いについての日米地位協定の補足協定の署名・発効に至りました。この軍属

補足協定は、政府間の法的拘束力を有する協定という形式で、軍属の範囲を明確にするため、軍属の種別を特定し、コントラクターの被用者が軍属として認定されるための手続や、その適格性の評価基準を作成すること等を定めています。この補足協定の着実な実施を通じて、軍属に対する管理や規律が一層強化され、ひいては、軍属による犯罪の効果的な再発防止につながることを期待しています。

5 政府としては、日米地位協定について、これまで、手当すべき事項の性格に応じて、 効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応し てきました。引き続き、そのような取組を積み上げることにより、日米地位協定のある べき姿を不断に追求していく考えです。

- Ⅲ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について
- 1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連 携による駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進すること。
- 1 駐留軍用地の返還後の跡地利用は、今後の沖縄振興にとって重要な課題と認識しています。
- 2 政府としては、これまで、跡地利用特措法に基づき、駐留軍用地への立入りのあっせんなど諸般の取組を推進してきたところであり、平成27年3月には、地元の強い御要望を踏まえ、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定に関する制度の創設など、法律等の改正を行ったところです。
- 3 さらに、平成27年9月、日米両政府は、返還予定地の文化財調査を含む現地調査等 を行うための立入手続の作成・維持といったことを規定する日米地位協定の環境補足協 定を署名し、同協定は発効しました。
- 4 平成27年3月末に返還されたキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区については、同年 12月、国道58号へのアクセス等の交通利便性の向上のため、宜野湾市が高架式アク セス道路の建設を平成29年度に開始できるよう、インダストリアル・コリドー南側部 分の一部土地を共同使用することについて、日米間で合意したところです。

政府としては、引き続き西普天間住宅地区の円滑な跡地利用に向けて、返還地の支障 除去措置をしっかりと進めていくとともに、地元の要望を踏まえ、インダストリアル・ コリドー南側部分について、当該部分の返還等をできる限り早期に行う取組を継続して まいります。

- 5 また、キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区の跡地利用については、地元が要望している国際医療拠点の形成に向けて、「西普天間住宅地区における国際医療の形成に関する協議会」を設置し、国際医療拠点構想の具体化に向けた検討を進めており、平成27年12月には、これまでの協議会における議論の状況を中間的に集約した「国際医療拠点構想の検討の方向性」について公表したほか、跡地利用を推進するため、平成28年度予算に拠点返還地の跡地利用推進のための交付金の創設を盛り込むなど、所要の経費を計上し、平成28年11月には、宜野湾市が主体となって、琉球大学医学部及び同附属病院の移設に必要な用地の先行取得も始まっているところです。今後の跡地利用のモデルケースとなるよう、引き続き、地元の御意見をよく伺いながら支援してまいります。
- 6 沖縄市サッカー場で発見されたドラム缶については、沖縄市及び沖縄県と調整しなが ら、所要の措置を進めているところです。政府としては、既に返還された駐留軍用地跡 地において土壌汚染等が確認された場合は、現場の状況を確認の上、関係自治体と調整 し、これまでも適切に対応してきたところです。
- 7 さらに、平成28年12月、北部訓練場の過半、約4,000ヘクタールの返還が実現しました。これは、20年越しの課題であり、これにより、沖縄県内の米軍施設・区域の面積が約2割減少し、沖縄の負担軽減に資するものと考えます。地元の国頭村や東村は、国立公園への編入や世界自然遺産への登録を目指しているものと承知しており、返還跡地以外については、本年1月20日にユネスコへの推薦書の提出を閣議了解しました。返還跡地についても、支障除去措置を速やかに行う等、最大限支援してまいります。

8 今後とも、跡地利用に向けた取組が一層推進されるよう、沖縄県及び関係市町村と連携してしっかり対応してまいります。

- 2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について
  - ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進上必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速に進展させること。また、返還に至るまでの間、現地調査または工事実施が可能な個所・区域については、 早期の現地調査と工事着手について協力すること。
- 1 沖縄県における道路及び河川整備のための公共事業の重要性については十分理解しています。
- 2 政府としては、このような理解の下、これまで沖縄県内の公共事業を実施するに当たり、米軍に提供している施設・区域の一部用地が必要となる場合、当該施設・区域の返還や共同使用について米側と調整するなど、その実現に努力しているところです。

最近においては、例えば、国道58号恩納バイパス用地(キャンプ・ハンセンの一部)及び国道329号金武バイパス用地(金武レッド・ビーチ訓練場の一部)、億首ダム用地(キャンプ・ハンセンの一部)、宜野座バイパス用地(キャンプ・ハンセンの一部)について、返還が実現するなどしたところです。

また、白比川については、平成25年9月、沖縄県が河川改修用地として使用するため、キャンプ瑞慶覧の一部を返還に先立ち共同使用することについて日米間で合意し、平成26年9月から共同使用を開始したところです。

3 政府としては、できる限り、地元の全体計画の進捗にあわせて事業を実施できるよう米側と調整を行い、沖縄県の負担軽減のため、引き続き努力してまいりたいと考えており、個々の事案の詳細については、現地の沖縄防衛局に御相談をお願いします。

- 2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県 内建設業者による受注機会の拡大について
  - イ 米軍発注工事における履行保証証券(履行ボンド)の免除及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

履行保証割合の引き下げ等、米軍発注工事の入札に係る開放性及び日本企業に対する対等な参入機会の確保については、これまでも「日米経済調和対話」及びその前身である「規制改革及び競争政策イニシアティブ」において要望してきているところです。ご要請の事項については、今後とも機会をとらえて要望していきたいと考えています。

3 駐留軍等労働者対策の充実について

駐留軍等労働者の雇用主としての立場を踏まえ、駐留軍等労働者に雇用不安を与えることのないよう適切な労務管理を図ること。

- 1 我が国としては、我が国の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国を取り巻く安全保障環境が一層 厳しさを増している中、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支える在日米軍駐留経費負担は引き続 き重要であるとの認識の下、国民の理解を得られる内容とするとの観点から主張すべきは主張しつ つ、協議を重ねてきました。
- 2 かかる協議の結果、先般の新たな特別協定の協議においては、日本が労務費を負担する I H A\* 労働者の上限数は、雇用の安定が確保される前提で5 1 5人の削減となったものであり、雇用の安 定が守られることは確認されています。
  - ※ I H A (Indirect Hire Agreement:諸機関労務協約):福利厚生施設に勤務する労働者
- 3 防衛省としては、今後とも在日米軍と緊密に連携しながら、駐留軍等労働者の雇用の安定的な確保に万全を期してまいります。